

平成29年度 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会
第3回 理事会 議事録

- 1 開催日時 平成29年11月30日(木) 午前9時30分より
- 2 開催場所 真正すこやかセンター 会議室
- 3 出席者 **【理事】** 矢野 勝 堀口武彦 大熊年己 林 重弘
堀 次郎 神谷義幸 江崎隆雄 久富和浩
岡崎 誠
【監事】 矢野博行 中村 節
- 4 欠席者 **【理事】** 飯尾良英
【監事】 なし
- 5 事務局 課長 大西孝志 溝口泰子 長野和代 田内磨奈美 水野範子

6 議長の選出

午前9時30分、理事の出席が9名、欠席者1名であり、定款第28条の規定により過半数の出席があるため、本理事会は成立する旨を述べて事務局が開会宣言を行った。

理事会次第にもとづき矢野 勝会長があいさつを行った後、理事会運営規程第6条の規定に基づき、事務局が議長の選出について諮り、江崎隆雄理事が議長に選任された。

7 議事録署名者

本議事録は、定款第29条第2項の規定により、出席した会長及び監事が署名する。

8 議事の経過とその結果

【議案第13号 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会の評議員選任候補者の推薦及び評議員選任・解任委員会の招集について】

議長の求めにより、常務理事が議案第13号について説明する。

議長より、議案第13号について質疑を伺う。

質問がないため議案第13号について採決をとる。

出席者全員賛成の挙手により、原案どおり承認した。

【議案第14号 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会の公印規程の全部改正について】

議長の求めにより、常務理事が議案第14号について説明する。
議長より、議案第14号について質疑を伺う。
質問がないため議案第14号について採決をとる。
出席者全員賛成の挙手により、原案どおり承認した。

【議案第15号 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会の育児休業等に関する規程の一部改正について】

議長の求めにより、常務理事が議案第15号について説明する。
議長より、議案第15号について質疑を伺う。
江崎議長が、「育児休業の延長の申し出が、1年6か月から2年になったということですが、これは口頭による申し出なのか、それとも何か書面で申し出ることなのか、もう一つは、この育児休業の改正により就業規則も改正の手続きをしなければならないと思いますが、この点をどのように考えておられるのか質問します。」と述べる。
事務局は、「一点目の事務手続きは口頭ではなく、書面で提出してもらうことになります。二点目の就業規則と育児休業等に関する規程の関係については、就業規則には、育児休業は別に定めると記載してあるだけですので、就業規則を改正する事務手続きは必要ありません。」と答える。
その他質問がないため議案第15号について採決をとる。
出席者全員賛成の挙手により、原案どおり承認した。

【議案第16号 平成29年度社会福祉法人本巢市社会福祉協議会の一般福祉事業補正予算（第1号）について】

議長の求めにより、常務理事が議案第16号について説明する。
議長より、議案第16号について質疑を伺う。
質問がないため議案第16号について採決をとる。
出席者全員賛成の挙手により、原案どおり承認した。

【議案第17号 平成29年度社会福祉法人本巢市社会福祉協議会の公的福祉事業補正予算（第1号）について】

議長の求めにより、常務理事が議案第17号について説明する。
議長より、議案第17号について質疑を伺う。
質問がないため議案第17号について採決をとる。
出席者全員賛成の挙手により、原案どおり承認した。

【議案第18号 平成29年度社会福祉法人本巢市社会福祉協議会の指定管理事業補正予算（第1号）について】

議長の求めにより、常務理事が議案第18号について説明する。

議長より、議案第18号について質疑を伺う。

質問がないため議案第18号について採決をとる。

出席者全員賛成の挙手により、原案どおり承認した。

9 報告事項の経過とその結果

【報告第3号 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会の会長及び常務理事の職務の執行状況について】

議長の求めにより、常務理事が報告第3号について説明する。

【報告第4号 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会の第2回評議員会の開催内容について】

議長の求めにより、常務理事が報告第4号について説明する。

議長は、報告第3号及び4号について、質問がないか確認する。

出席した理事からは質問なし。

議長が以上をもって本理事会のすべての議案審議を終了した旨の宣言をし、議長を辞任する。事務局が午前10時25分に閉会宣言をし、理事会が終了した。